

新居浜市飼い主のいない猫の不妊去勢手術補助金交付要綱

新居浜市飼い主のいない猫の不妊去勢手術補助金交付要綱（令和3年要綱第46号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）の趣旨に基づき、飼い主のいない猫（所有又は占有の意思をもって継続して給餌などの世話する者のいない、本市の区域内で保護した猫をいう。以下同じ。）に不妊手術又は去勢手術（以下「手術」という。）を行うことにより、飼い主のいない猫の不必要な繁殖を抑制し、良好な生活環境の保持を目的として、予算の範囲内においてその費用の一部を補助することについて必要な事項を定める。

（補助金交付の対象者）

第2条 市長は、獣医療法（平成4年法律第46号）第3条の規定により届け出た愛媛県内の診療施設において、獣医師法（昭和24年法律第186号）第3条の規定による免許を有する獣医師（以下「獣医師」という。）が実施した、飼い主のいない猫に対する手術に要する費用（以下「手術費用」という。）の一部を、次の各号に掲げる条件のいずれにも該当する者に対して補助する。

- （1）本市に住所を有していること。
- （2）市税等を滞納していない者であること。
- （3）法第10条第1項に規定する動物取扱業を営む者に該当しない者であること。
- （4）手術費用及び識別するためオスは右耳、メスは左耳の一部を切除する費用を負担した者であること。
- （5）手術後は、当該猫を自ら飼養、譲渡又は保護した場所に戻した者であること。

（補助金の交付額）

第3条 市長は、前条に規定する者に対して、手術費用の一部を補助する。

- 2 補助金の額は、1頭の手術につき手術費用の2分の1以内の額とし、オスの猫（去勢手術）は5,000円、メスの猫（不妊手術）は10,000円を限度とする。
- 3 前項の補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

（補助対象経費）

第4条 補助対象となる経費は、手術費用及び耳の一部を切除する費用とする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該手術後60日以内又は補助金の交付を申請する年度の2月末日までのいずれか早い日までに、飼い主のいない猫の不妊去勢手術補助金交付申請書（第1号様式）に次の書類を添付し、市長に提出しなければならない。

（1）手術費用の領収書（領収日、申請者氏名、手術内容及び診療施設名が記載されたもの）の写し又はこれに代わる書類の写し

（2）当該猫の耳の一部を切除したこと及び身体全体が確認できるカラー写真

（3）その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第6条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定する。

2 市長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者に対しては飼い主のいない猫の不妊去勢手術補助金交付決定通知書（第2号様式）により、交付しないと決定した者に対しては飼い主のいない猫の不妊去勢手術補助金不交付決定通知書（第3号様式）によりそれぞれ通知する。

（補助金の請求及び交付）

第7条 前条の規定により、補助金の交付決定を受けた者は、交付決定通知を受けた日から30日以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに、飼い主のいない猫の不妊去勢手術補助金交付請求書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付請求があったときは、請求の日から30日以内に補助金を交付する。

（交付決定の取消し）

第8条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）補助金の交付の条件に違反したとき。

（2）偽りその他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。

（3）前2号に掲げるもののほか、市長が取り消す必要があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の取消しをしたときは、飼い主のいない猫の不妊去勢手術補助金交付決定取消通知書（第5号様式）により通知する。

（補助金の返還）

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取消した場合において、既に補助金が交付され

ているときは、期限を付して補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(検査及び報告)

第10条 市長は、必要に応じて申請者及び関係者に対し、補助事業の実施に関して、検査を行い、又は報告を求めることができる。

(手術に伴う責任)

第11条 手術により、申請者と第三者との間で生じた問題については、申請者の責任において処理するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。